

# 岩手県医師確保計画【概要版】

## 計画策定の趣旨

- 本県の医師総数及び人口 10 万人当たりの医師数は、「岩手県保健医療計画 2018－2023」や平成 17 年 3 月に策定した「岩手県医師確保対策アクションプラン」による取組により増加傾向にありますが、依然として医師不足の状況にあり、全国との格差及び県内の二次医療圏毎の地域偏在も解消されていません。
- このような中、平成 30 年 7 月の医療法改正により、各都道府県は、医療計画の一部として医師の確保に関する事項を定めることとされ、今般、医療法等の関係法令及び「医師確保計画策定ガイドライン」等を踏まえ、「岩手県医師確保計画」を策定することとしました。

## 第 1 章 計画に関する基本的事項

### 計画の性格

- 保健医療計画を補うものとして、医師確保の方針及び確保すべき医師数の目標、目標の達成に向けた施策を定めるもの。
- これまで医師数の比較に用いられてきた人口 10 万人対医師数に代えて、全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する「医師偏在指標」により、医師少数区域・医師多数区域を定め、圏域毎に確保すべき医師数の目標と具体的な施策を定めるもの。
- 産科及び小児科について、個別に算出された医師偏在指標に基づき、医師確保対策を講じるもの。
- 現行の医師確保対策アクションプランについては、医師確保計画の具体的施策と内容を共通化した「新・医師確保対策アクションプラン」として全面的に見直しを行い、医師確保計画と一体となって、医師確保対策の推進を図っていくもの。

### 計画の期間

令和 2 年度を初年度とし、令和 5 年度を目標年次とする 4 か年計画

※ 計画最終年の令和 5 年度に、目標達成状況などの評価を踏まえ、3 か年の次期計画を策定することとし、以降 3 年おきに見直しを行い、令和 18 年度までに医師の偏在解消を目指し、3 か年毎の医師確保計画を策定

## 第 2 章 現状

### 1 医師偏在指標及び医師少数区域・医師多数区域

- ・岩手県は、医師少数都道府県
- ・盛岡医療圏は医師多数区域であるが、それ以外の 8 圏域は医師少数区域

(医療圏別医師偏在指標)

圏域等	医師偏在指標	順位	区分
岩手県	172.7	46	医師少数都道府県
盛岡	234.1	70	医師多数区域
岩手中部	133.8	303	医師少数区域
胆江	136.5	295	医師少数区域
両磐	134.8	300	医師少数区域
気仙	153.1	250	医師少数区域
釜石	119.3	326	医師少数区域
宮古	113.7	332	医師少数区域
久慈	151.6	259	医師少数区域
二戸	154.7	244	医師少数区域

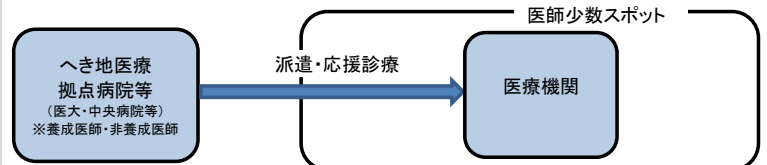
### 2 医師少数スポット

- ・盛岡医療圏（医師多数区域）内の特に医師の確保が必要な地区を「医師少数スポット」に設定し、医師の派遣等の医師確保対策を実施

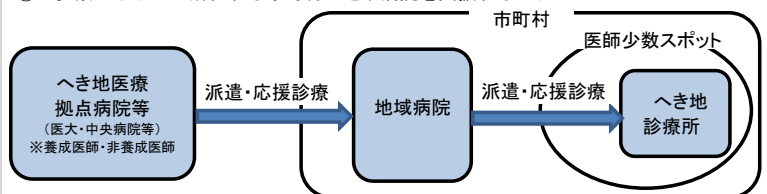
設定の考え方 ※①又は②に該当	設定区域
① 無医地区等が所在し、地理的条件から医師の確保が必要な市町村全域	・葛巻町全域 ・八幡平市安代地区
② へき地診療所の医師の確保が必要な市町村の区域	・岩手町川口地区

(医師少数スポットへの派遣等のイメージ)

① 少数スポットの診療所等に直接派遣するパターン



② 少数スポットの所在する市町村の地域病院を支援するパターン



### 第3章 医師確保の方針、目標医師数及び必要医師数

#### 医師確保の方針

- 県全体が医師少数都道府県であり、また、盛岡医療圏を除く8圏域が医師少数区域となっていることから、県全体の医師数の増加を図ることを方針として必要な対策を講じる。
- 医師の絶対数が少ない沿岸・県北地域を中心とした医師少数区域に奨学金養成医師を計画的に配置し、医師の地域偏在の解消を図る。
- 周産期・小児医療体制の確保に向け、奨学金による医師養成等を通じ、産科及び小児科の医師確保に取り組む。

#### 目標医師数

◆県全体の目標医師数：**2,817人** → 確保すべき医師数：**359人**

- 令和5年度に医師偏在指標に基づく順位が全国の都道府県の下位33.3%を上回るために必要な医師数

(岩手県全体の目標医師数) (単位:人)

現在医師数 (A)	目標医師数 (B)	確保すべき医師数 (B-A)
2,458	2,817	359

◆二次医療圏毎の目標医師数(医療圏合計)：**2,592人** → 確保すべき医師数：**134人**

- 令和5年度に医師偏在指標に基づく順位が全国全ての二次医療圏の下位33.3%を上回るために必要な医師数

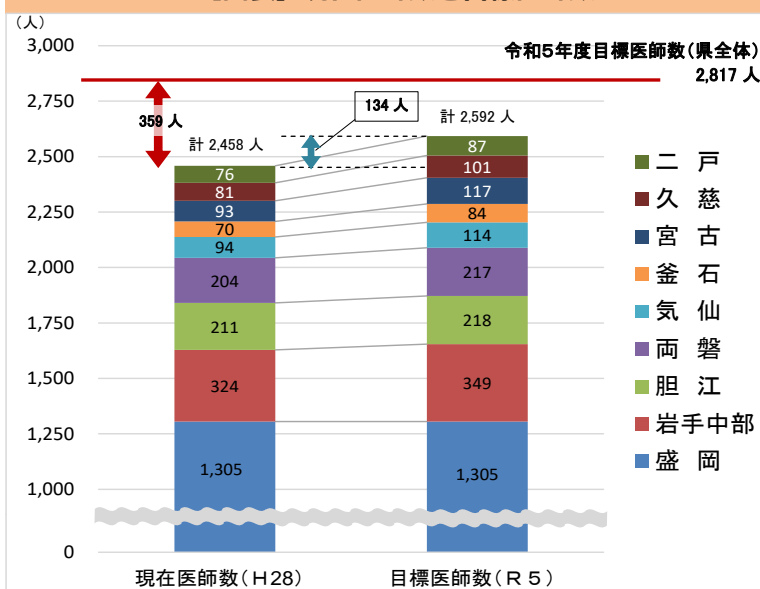
- ※1 本計画期間内においては、二次医療圏毎の目標医師数の確保を優先し、地域偏在の解消に取り組む。
- ※2 都道府県と二次医療圏では、全国の下位33.3%となる医師偏在指標の値が、それぞれ別に算出されることから、県全体の目標医師数と二次医療圏の目標医師数の合計は一致しない。

(二次医療圏毎の目標医師数) (単位:人)

圏域	現在医師数 (A)	目標医師数 (B)	確保すべき医師数 (B-A)
盛岡	1,305	1,305	0
岩手中部	324	349	25
胆江	211	218	7
両磐	204	217	13
気仙*	94	114	20
釜石	70	84	14
宮古	93	117	24
久慈*	81	101	20
二戸*	76	87	11
二次医療圏計	2,458	2,592	134

※ 国の試算によると、\*印の二次医療圏については、現在医師数が令和5年度まで増加しなかった場合でも、医師少数区域を脱するとされているが、医師数の増加を図る必要がある地域であることから、別途、医師偏在指標の値が全国平均値に近づくために必要な数を目標医師数に設定する。

【図表】現在医師数と目標医師数



#### 将来時点(令和18年度)における必要医師数

◆将来時点における必要医師数：**3,234人**

- 令和18年度における全国の医師数が全国の医師需要と一致する場合の医師偏在指標(全国値)と、医療圏毎の医師偏在指標が等しくなるために必要な医師数として国が示すもの。
- 現時点において、本県が目指す将来の必要医師数として定めるもの。

# 第4章 医師確保のための施策

## 取組方針

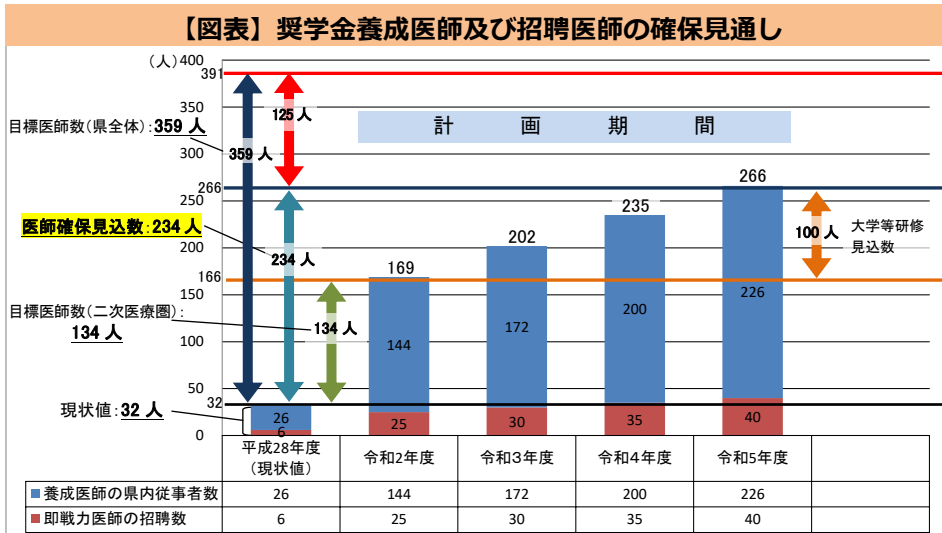
- 医師確保のための施策は、次の体系により総合的に進める。
 

① 医師の養成・確保及び定着対策	④ 女性医師やシニア年代の医師等の多様な働き方の支援
② 医師偏在対策	⑤ 医師の働き方改革等に対応した勤務環境改善支援
③ 医師のキャリア形成支援	⑥ 地域医療の確保に向けた働きかけと情報発信
- 医師確保のための具体的な取組については、医師確保対策アクションプランを見直したうえで、本計画の施策と共通フレームの「新アクションプラン」として策定し、新プランにより施策の推進を図る。

## 計画期間中における医師確保の見通し

◆令和5年度までの医師確保数（見込）：**234人**

- 県全体の目標医師数には達しないが、二次医療圏の確保すべき医師数の合計値134人を上回る見通し。
- 二次医療圏の目標医師数を超える養成医師等の100人は、専門医資格取得等キャリア形成のため大学病院等で研修する見込数であり、医師少数区域の医療機関への診療応援や短期派遣が行われるよう調整。
- 県全体の目標医師数と医師確保見込数の差125人の確保に向け、他の医師確保対策を総合的に推進。



## 具体的な施策【新・医師確保対策アクションプラン】

### ① 医師の養成・確保及び定着対策

- ◆奨学金等医師養成事業
  - ・奨学金の貸与や医学部臨時定員増の継続に向けた働きかけ
  - ・養成医師の円滑な義務履行及び県内への定着促進を図るセミナーの開催
- ◆医学部進学者の増加対策
  - ・医学部進学希望者の学力向上や意識醸成のための集中プログラムの実施等
- ◆奨学金養成医師の計画的な配置
  - ・県北・沿岸地域の公的医療機関への養成医師の重点配置
  - ・産科及び小児科を選択した養成医師の地域医療周産期母子医療センターへの特例配置
- ◆県内臨床研修実施の働きかけや臨床研修指導体制の充実
- ◆障がい児者医療体制の充実を図る寄附講座の設置
- ◆県外で従事している即戦力医師の招聘活動の強化
- ◆自治医科大学卒業医師のへき地等の公的医療機関への配置

### ② 医師偏在対策

- ◆奨学金養成医師の計画的な配置（再掲）
- ◆研修中の養成医師の医師少数区域の公的医療機関への診療応援や短期派遣の調整
- ◆自治医科大学卒業医師のへき地等の公的医療機関への配置（再掲）
- ◆地域医療支援機構によるへき地等の公的医療機関への医師派遣
- ◆積極的な偏在対策の実施に関する国への提言等
  - ・全国的な医師の地域偏在の解消を目的とする「地域医療基本法（仮称）」の制定に係る国への提言活動の実施
  - ・「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」による実効性のある医師偏在施策の実施に係る国への提言活動の実施

### ③ 医師のキャリア形成支援

- ◆県内臨床研修実施の働きかけや臨床研修指導体制の充実（再掲）
- ◆専門研修の指導体制や専攻医の受入態勢の充実
- ◆総合診療医の養成・確保の促進
- ◆奨学金養成医師に対応したキャリア形成プログラムの充実

### ④ 女性医師やシニア世代の医師等の多様な働き方の支援

- ◆院内保育所の運営支援や短時間勤務制度の利用促進など仕事と子育ての両立を実現できる職場環境の整備
- ◆職場復帰研修の実施やベビーシッターの派遣支援
- ◆シニア世代の医師が働きやすい雇用形態等の整備

### ⑤ 医師の働き方改革等に対応した勤務環境改善支援

- ◆勤務環境向上支援
  - ・医師以外の医療従事者への医師業務の移管（タスクシフティング）や医師業務の共同化（タスクシェアリング）の支援
  - ・産科医等の処遇改善のために手当等を支給する病院への支援
  - ・地域基幹病院への開業医等の診療応援を確保する取組の支援
- ◆医療勤務環境改善支援センター
  - ・労働時間管理の適正化や36協定の自己点検等の緊急的な取組の支援
  - ・医療経営アドバイザー等の専門家の派遣による相談支援等
- ◆「医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて」による取組の推進

### ⑥ 地域医療の確保に向けた働きかけと情報発信

- ◆県民総参加型の地域医療体制づくり
  - ・「県民みんなで支える岩手の地域医療推進運動」の展開
- ◆積極的な偏在対策の実施に関する国への提言等（再掲）

## 二次医療圏毎の医師確保対策

二次医療圏	目標医師数(確保医師数)	医師偏在対策
盛岡	1,305人(現在医師数維持)	○ 医師少数スポット内の医療機関への養成医師等の派遣 ○ 大学等での研修中の養成医師の医師少数区域の医療機関への診療応援・短期派遣
岩手中部	349人(25人の医師確保)	○ 公的医療機関に対する養成医師の配置調整や招聘医師の配置 ○ 中小規模の医療機関への配置や応援診療
胆江	218人(7人の医師確保)	
両磐	217人(13人の医師確保)	
気仙	114人(20人の医師確保)	○ 公的医療機関に対する養成医師の配置調整や招聘医師の配置 ○ 配置基本ルールに基づく、県北・沿岸地域への重点配置 ○ 中小規模の医療機関への配置や応援診療
釜石	84人(14人の医師確保)	
宮古	117人(24人の医師確保)	
久慈	101人(20人の医師確保)	
二戸	87人(11人の医師確保)	

## 第5章 産科及び小児科の医師確保計画

### 現状

- ・岩手県は、産科及び小児科とも相対的医師少数都道府県
- ・周産期医療圏及び小児医療圏において、複数の圏域が相対的医師少数区域

(産科医師偏在指標)

圏域等	医師偏在指標	区分
岩手県	10.7	相対的医師少数都道府県
盛岡・宮古	13.8	-
岩手中部・胆江・両磐	7.6	相対的医師少数区域
気仙・釜石	8.3	相対的医師少数区域
久慈・二戸	9.7	-

(小児科医師偏在指標)

圏域等	医師偏在指標	区分
岩手県	94.8	相対的医師少数都道府県
盛岡	106.3	-
岩手中部	71.7	相対的医師少数区域
胆江	50.3	相対的医師少数区域
両磐	64.6	相対的医師少数区域
気仙	144.4	-
釜石	90.9	-
宮古	87.2	-
久慈	90.3	-
二戸	111.7	-

### 産科医等の確保の方針・目標医師数

#### 【医師確保の方針】

- 産科医等の絶対数が不足しており、本計画期間内に医師数の大幅な増加を図ることが困難であることから、現在の診療体制を維持するために必要な医師数を確保することを方針として必要な対策を講じる。
- 医師全体の確保のための施策に加え、産科及び小児科の医師確保に有効な施策を併せて講じる。

◆県全体の目標医師数【産科】：**125人** ➡ 確保すべき医師数：**23人**

◆県全体の目標医師数【小児科】：**160人** ➡ 確保すべき医師数：**22人**

- 令和元年度の医師偏在指標が全国平均値となるために必要な医師数

(産科の目標医師数) (単位：人)

圏域等	現在医師数(A)	目標医師数(B)	確保すべき医師数(B-A)
岩手県	102	125	23
盛岡・宮古	61	61	0
岩手中部・胆江・両磐	28	44	16
気仙・釜石	6	11	5
久慈・二戸	7	9	2

(小児科の目標医師数) (単位：人)

圏域等	現在医師数(A)	目標医師数(B)	確保すべき医師数(B-A)
岩手県	138	160	22
盛岡	78	78	0
岩手中部	18	27	9
胆江	8	14	6
両磐	8	14	6
気仙	7	7	0
釜石	4	5	1
宮古	6	7	1
久慈	4	5	1
二戸	5	5	0

### 具体的な施策【新・医師確保対策アクションプラン】

#### ① 産科及び小児科医師の確保

- ◆産科及び小児科を選択した養成医師の地域医療周産期母子医療センターへの特例配置(再掲)
- ◆産科及び小児科を選択した地域枠養成医師の総合周産期母子医療センター(岩手医科大学)への特例配置

- ◆産科医として勤務する意思のある医学生を対象とした奨学金の貸付
- ◆障がい児者医療体制の充実を図る寄附講座の設置(再掲)

#### ② 周産期医療の体制

- ◆周産期母子医療センターの運営や機器整備への支援
- ◆岩手県周産期医療情報ネットワーク等を活用した医療機関や市町村の連携による妊産婦の健康サポート
- ◆ヘリコプターによる新生児救急搬送の支援
- ◆潜在助産師の復職支援や助産師志望者への修学支援
- ◆地域における分娩取扱施設の確保・継続支援
- ◆災害時における小児・周産期医療を確保するための人材育成
- ◆分娩取扱施設から遠隔地域等に居住する妊産婦の移動支援
- ◆NICU退所後の療養・療育支援体制の構築

#### ③ 小児医療の体制

- ◆小児医療体制の確保・充実
  - ・小児医療遠隔支援システムを活用した遠隔診断支援
  - ・岩手医科大学のNICUや高度救命救急センター等の小児医療に係る機能の充実に対する支援
- ◆療養・養育支援体制の整備
  - ・医療・介護・福祉・教育等の多職種関係者の連携による障がい児等の療養・療育支援体制の構築
- ◆相談支援機能等の充実
  - ・小児救急医療電話相談事業の実施